

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎車両に対する安全装置の装備状況の調査(第2回)結果
及び送迎車両に対する安全装置の装備促進について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年11月13日付けで照会させていただきました送迎車両に対する安全装置の装備状況調査結果等について、こども家庭庁から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

送迎車両に対する安全装置の装備は関係条例等の改正により義務付けられたものであり、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了するため、可能な限り早急に装備いただくようお願いしているところです。今年度中に安全装置を装備しなければ、来年度以降、法令違反として改善勧告、事業停止命令等の対象となり得ます。義務化対象となる送迎車両であるにも関わらず、誤った認識により安全装置を装備しないことがないように、今一度ご確認ください。

なお、誤認等により義務化対象となる送迎車両に安全装置を装備していないことが判明した場合は、早急に安全装置の装備に向けた手続きを行うとともに、事業に要する経費の一部を支援する「岐阜県こどもの安全・安心対策事業費補助金」の申請をご検討ください。

(参考)

<県ホームページ>

岐阜県こどもの安心・安心対策事業費補助金

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/290794.html>

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		